

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例及び藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例及び藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例及び藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正）
第1条 藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正）
第2条 藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。